

生徒心得

私達は、北見緑陵高等学校の生徒として誇りと自覚をもち、健全で明るい学校生活を送るため、自発的に生徒心得を遵守して、良き校風をつくるよう努めなければならない。

(礼 儀)

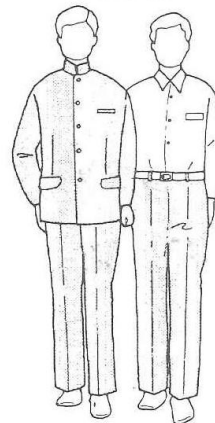
- 1 校内においては、教職員及び来訪者に対して会釈を忘れぬこと。
- 2 授業の開始、終了時には、正しく起立して礼を行うこと。
- 3 生徒相互においても進んであいさつを交わすよう努めること。
- 4 言葉遣いや態度は、常に丁寧にし、粗暴にならないようにすること。
- 5 年長者に対しては、正しい敬語を使うように心掛けること。

(服 装 等)

- 1 服装は、その人の品位を表すものであり、常に端正なものを着用する。
- 2 通学には制服を着用し、男女とも上下服には、刺繍またはフロッキーを貼付すること。男子は、詰め襟の標準型、女子はセーラー服とし、本校指定のものであって変形は一切認めない。ネクタイの長さは結び目より20cmとする。
- 3 夏季略装期間中（おもに6月～9月）男子は原則として白開襟シャツまたは白ワイシャツとし、女子は白のセーラー服とする。
- 4 男子は右襟に年次章、左襟に校章バッジをつける。女子は胸ポケット右側に校章バッジを、左側に年次章をつける。
- 5 女子のスカート丈は膝皿の下とする。またハイソックスは黒・紺色とする。（ルーズソックス等の禁止）
- 6 女子のカーディガンについては指定とする。サイズ等だらしなくならないようにすること。登下校時においても、指定以外のカーディガンの着用は認めない。
- 7 上靴は学校指定のものとする。通学用の外靴については、派手なものは禁ずる。また、かかとの高いもの、サンダルなどは認めない。
- 8 冬物の靴、ゴム長、ブーツ（防寒靴）は、標準型とし、華美なものは認めない。またブーツはかかとの低いものとする。
- 9 コートは、派手なデザインのものとは認めない。ジャンパー、ウインドブレーカー等の色も同様とし、革ジャン、Gジャンなどは認めない。
- 10 スキーウェアについては、授業時に使用するものとし、授業日の登下校のみ着用を認める。
- 11 髪型については、清楚を旨とし、高校生らしい髪型にすること。パーマ、ウェーブ、カール、脱色変色、付け毛などは禁止する。

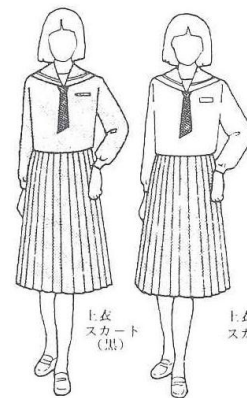
本校の制服

(男子制服)



(冬) (夏)

(女子制服)



上衣
スカート
(黒)

上衣(白)
スカート(紺)

(冬) (夏)

- 1 2 ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレットなどの装飾品は認めない。
- 1 3 通学には学生らしい鞆を使用すること。
- 1 4 やむを得ない理由のため規定以外の服装などをしなければならない場合は、「異装届」を提出し、許可を受けること。

(校 内 生 活)

- 1 8：25までに登校すること。
- 2 遅刻した場合は、職員室で「遅刻届」に記入の上、「入室許可」を受け、教室へ入り教科担任またはHR担任に提出すること。
- 3 早退する場合は、職員室で「早退届」に記入の上、所定の手続きをすること。
- 4 校舎、施設及び校具などを使用するときは、必ず管理責任者の許可を得ること。
- 5 校舎、施設及び校具などを破損したときは、速やかに教員に届け出ること。破損については弁償するものとする。
- 6 校舎への出入りは、必ず定められた場所を利用し、立ち入り禁止区域には許可なく出入りしないこと。
- 7 生徒間においては、物品の売買や金銭の貸借は行わないこと。
- 8 所持品にはすべて記名し、紛失しないよう心掛けること。
- 9 特に金銭など貴重品の管理に留意し、必要により教員や担任等に預けること。
- 1 0 所持品を紛失したり、拾得物のあったときは、速やかに担任に届け出ること。
- 1 1 教科書をはじめ私物は許可を受けたもの以外はすべて持ち帰るか、ロッカーに入れておくこと。
- 1 2 下校時刻は原則として平日16：35、部活動等は18：00とする。
- 1 3 部活動を終えて徒歩や自転車、または保護者の送迎で帰宅する場合、各部活で使用している服装で下校してもよい。ただし、公共交通機関を使用して帰宅する場合は、制服を着用すること。
- 1 4 休業日の登下校については、次の事項を遵守すること。
 - (1) 登下校の服装は制服とする。ただし、部活動を行うため、顧問が必要とした場合には、部活動で使用する服装を認めることもあるが、汚れた服装では公共交通機関や施設を利用しないこと。
 - (2) 許可された場所以外は使用しないこと。
 - (3) 使用した場所は清掃し復元すること。
 - (4) 下校時刻を遵守すること。
- 1 5 校内においては、火気（ヒーター、コンロ等）の使用を禁止する。
- 1 6 学校生活に不必要なものは持参しない。
- 1 7 携帯電話の所持は認める。ただし次のマナーを守り正しく利用すること。
 - (1) 登校後は電源を切り、放課後までロッカーに入れておく。
 - (2) 緊急時に生徒から保護者に連絡する場合は、担任の許可を得ること。
 - (3) 放課後の使用については教室内か生徒ホールとする。
 - (4) 廊下等で歩きながらの使用は禁止する。
 - (5) インターネット等を利用した犯罪等に関わらないこと。
 - (6) 悪質な使用法の被害に遭わないよう十分注意すること。
 - (7) 使用者としてのマナーを身につけること。
- 1 8 個人を尊重し、「いじめ」等のない生活をする。

(校外生活)

- 1 夜間の外出は、保護者に行き先等を明らかにし、午後9時までに帰宅すること。外泊は原則として認めない。
- 2 パチンコ店、マージャン荘、ゲームセンター、酒類を提供する飲食店などの風俗営業店及び高校生にふさわしくない場所への出入りは禁止する。カラオケ店の出入りについては、帰宅時間内とする。
- 3 旅行するときは、保護者の「同意書」添え「旅行願」を担任に提出すること。
- 4 キャンプ、海水浴、登山、スキーなどの旅行は、成人の付添者のあることを要し、保護者の「同意書」を添え、「旅行願」を担任に提出し、許可を受けること。
- 5 アルバイトは必要最小限にとどめるようにし、保護者の許可を受け、事前に所定の届書をHR担任に提出し、学校の承認を得ること。また、次のことを禁止事項とする。
 - (1) 実働8時間を超えるもの。
 - (2) 午前6時以前（新聞配達を除く）、午後8時以降の就労。
 - (3) 酒を扱う飲食店及び接客の仕事。
 - (4) 危険な作業や高校生として好ましくない仕事。
- 6 交通道德及び交通法規を遵守し、特に交通機関を利用する生徒は、他の乗客の迷惑にならないよう心掛け、バスの整列乗車の励行、待合室やバス停におけるマナーについて留意すること。
- 7 自転車通学を希望するものは、「自転車通学届」を生徒指導部に提出し、許可を受けること。自転車には許可ステッカーを貼付すること。
- 8 バイク・車の免許の取得は禁止する。ただし3年次は、11月より自動車学校への入校を許可する。
- 9 公共の場でのマナーを守り、他から批判されるような行動は慎む。

<交通マナーについて>

- 1 歩行者の交通ルールを身につけること。
- 2 右側通行を厳守すること。
- 3 歩道を歩くこと。
- 4 横断の際には左右の確認をすること。
- 5 横隊で歩かないこと。

<自転車通学について>

- 1 歩道と車道の区別があるところでは車道通行が原則
- 2 スピードが事故につながるため、スピードを出さないようにすること。
- 3 整備点検をし、不備なところは修理しておくこと。
- 4 二人乗りは絶対にしない。
- 5 ヘルメットを被ることを奨励する。
- 6 自転車保険にできる限り、加入すること。
- 7 交通マナーを遵守すること。

<バス・列車通学についての心得>

- 1 バス・列車が止まってから乗降すること。
- 2 一列に並んで順次乗降すること。
- 3 定期券を運転手に正しく呈示すること。
- 4 定期券を不正使用しないこと。
- 5 乗車したら入口や通路前部に立たず、奥から順に座り車内でのマナーを守ること。
- 6 一般乗客、また関係の会社等に迷惑を及ぼす行為はしないこと。

<普通自動車免許取得について>

- 1 免許取得の許可条件
 - ア 卒業に必要な各教科、科目の出席時数、評価等が満たされていること。
 - イ 保護者の同意があること。
 - ウ 自動車免許説明会に出席すること
 - エ 自動車学校に通学する生徒は学校諸納金を納めていることとする。
- 2 免許取得の期間・注意事項
 - ア 11月1日から入学を許可する。
 - イ 授業のある日及び登校日の受講は放課後のみとする。
 - ウ 公安委員会の本試験は原則として卒業式後とする。進路など特別な理由で卒業式前に免許証を取得しなければならない場合は、許可を得ること。
- 3 免許証の預かりについて
 - ア 進路などの特別な理由で卒業式前に免許証を取得した場合、卒業時まで免許証を学校に預けること。

交通安全宣言

私たちは交通事故にあわぬように次のことを誓います。

1. 歩行者として交通ルールを守ります。
2. 自転車通学には安全運転します。
3. バイク・車の免許は取らず、運転しません。
4. 誘われても見知らぬ他人の車に乗りません。
5. 交通安全委員会活動を推進します。

昭和58年7月15日

北海道北見緑陵高等学校生徒会

◇証明書の発行について

学校生活の中で、通学証明書・在学証明書等の『生徒の身分』を明らかにする各種証明書が必要になることがあります。必要とする場合は必ず登校時に、事務室窓口にある所定の「発行願用紙」に黒のボールペンで必要事項を記入し、申し込んでください。

北海道北見緑陵高等学校 生徒会規約

本会は学校教育活動の一環として、本校の教育目標にのっとり、人間尊重の精神に基づいて民主的に運営し、校則を守り輝かしい校風の樹立と将来の良き公民となる資質の陶冶を目指し、ここにわたくしたちは北海道北見緑陵高等学校生徒会の規約を定めます。

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は北海道北見緑陵高等学校生徒会と称する。
第 2 条 本会は、本校に在籍する生徒全員をもって構成する。

第 2 章 組 織

- 第 3 条 本会の会長は全会員の選挙により選出され、会を代表する。
第 4 条 本会はその目的達成のため、次の機関をおく。
1 代議委員会
2 執行委員会
3 常任委員会
4 会計監査委員会
5 選挙管理委員会

第 3 章 代議委員会

- 第 5 条 代議委員会は、本会の最高議決機関である。
第 6 条 本委員会は、各ホームルームより選出された 2 名の代議委員で構成する。
第 7 条 本委員会の議長は、全会員の選挙により選出される。
第 8 条 議長は副議長 2 名を指定し、本委員会の承認を得て議長団を組織する。
第 9 条 本委員会は年 2 回定期に開くものとする。ただし、次の場合には議長がこれを召集する。
1 代議委員の 3 分の 1 以上の要請があるとき。
2 会長の要請があるとき。
第 10 条 本委員会は、次のことを審議する。
1 規約改正の発議に関すること。
2 活動計画に関すること。
3 予算、決算に関すること。
4 部・同好会の改廃、設置に関すること。
5 執行部並びに議長団の承認に関すること。
6 その他必要なこと。
第 11 条 本委員会は代議委員の 4 分の 3 以上の出席をもって成立する。
第 12 条 本委員会の議決は、出席代議委員の過半数の賛成を必要とする。

第 4 章 執行委員会

- 第 13 条 本委員会は執行部並びに各常任委員長で構成し、会長が最高責任者として会務を執行する。

第14条 会長は、次の執行部員を指名し、代議委員会の承認を得て執行部を組織する。
副会長 2名、書記 2名、会計 2名、執行委員 若干名

第15条 執行部員の任務は次のとおりとする。

- 1 副会長は会長を補佐する。
- 2 書記は、本会の記録及び文書の保管に当たる。
- 3 会計は本会の経理に当たる。

第16条 本委員会は、次のことを協議、執行する。

- 1 代議委員会提出議案の立案作成に関すること。
- 2 代議委員会での議決事項の執行に関すること。
- 3 その他必要なこと。

第5章 常任委員会

第17条 本会に次の常任委員会をおく。

- 1 文化委員会
- 2 体育委員会
- 3 規律委員会
- 4 保健委員会
- 5 交通安全委員会
- 6 図書委員会

第18条 各常任委員会の任務は次のとおりとする。

- 1 文化委員会は本会の文化的活動に当たる。
- 2 体育委員会は本会の体育的活動に当たる。
- 3 規律委員会は、会員の規律ある生活の維持向上に努める。
- 4 保健委員会は、会員の環境の美化及び健康安全に関する活動を行う。
- 5 交通安全委員会は、会員の交通安全意識の高揚に努める。
- 6 図書委員会は、図書館の運営及び読書の推進に関する活動を行う。

第19条 各常任委員会は、各ホームルームから選出された委員で構成する。

第20条 各常任委員会は、委員より選出された次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名

第21条 委員長は、執行部との連携のもとに任務の遂行にあたり副委員長は委員長を補佐する。

第6章 会計監査委員会

第22条 本委員会は、代議員から選出された1名の会計監査委員長並びに2名の会計監査委員で構成する。

第23条 本委員会は、本会の決算を監査し、その結果を代議員会で報告する。

第7章 選挙管理委員会

第24条 本委員会は、各ホームルームから選出された選挙管理委員で構成し、委員長をおく。

第25条 本委員会は、会長と議長選挙を管理し、選挙の方法は別に定める選挙規程による。

第8章 任期

第26条 各役員及び委員の任期は次のとおりとする。

- 1 会長並びに執行部の役員は1年とする。
- 2 議長並びに副議長は1年とする。

- 3 代議委員（ルーム長、副ルーム長）は半年とする。
- 4 各常任委員は半年とする。
- 5 選挙管理委員は1年とする。

第9章 外局・部・同好会

- 第27条 外局・部は有志の会員をもって組織し、局長及び部長をおく。
- 第28条 同好会の活動は部に準ずる。ただし、予算は配分されない。
- 第29条 外局・部・同好会に関する規程は別に定める。

第10章 会 計

- 第30条 本会は、会員の納める会費などで運営される。
- 第31条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 改 正

- 第32条 本会規約の改正は代議委員の3分の2以上の賛成で発議され、会員の投票において、その過半数の賛成を必要とする。

第12章 付 則

- 第33条 本規約は、昭和58年7月1日より施行する。
- 本規約は、昭和63年4月1日より施行する。

部・同好会細則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この細則は生徒会規約第 29 条に基づき、部・同好会の組織、運営などに関して定めるものとする。
- 第 2 条 部・同好会は本校教員を顧問とし、その指導のもとに生徒会活動の推進を図るとともに、各人の才能を生かし、気力、知力、体力を養うことを目的とする。

第 2 章 設立及び改廃

- 第 3 条 部・同好会の設立及び改廃に関する審議は、代議委員会において行う。
- 第 4 条 部設立の条件は次のすべてを満たした場合とする。
- 1 正常な部活動に必要な同好会員が在籍していること。
 - 2 顧問教師がいること。
 - 3 活動場所があること。
 - 4 同好会として 2 年以上の正常な活動実績を有すること。
- 第 5 条 同好会設立の条件は次のすべてを満たした場合とする。
- 1 部に準ずる活動に必要な入会希望者がいること。
 - 2 顧問教師がいること。
 - 3 活動場所があること。
- 第 6 条 同好会は生徒会予算の配分を受けられない。
- 第 7 条 部の休部の条件は次のいずれかに該当する場合とする。
- 1 6 か月以上活動を停止していた場合。
 - 2 本校または部としての品位を著しく汚した場合。
 - 3 以上の各項に該当していても、代議委員会で特別な事情と認められる場合は活動することができる。
- 第 8 条 休部の期間はあらかじめ代議委員会で明示する。
- 第 9 条 部廃止の条件は、次の項目を満たした場合とする。
- 1 正常な部活動が 2 年以上続かなかつた場合。
 - 2 顧問教師がいない場合。
- 第 10 条 部・同好会の設立・改廃に関する申し立ては執行部から代議委員会議長に提出するものとする。

第 3 章 運 営

- 第 11 条 各部・同好会は、顧問の指導のもとに部長、副部長をおく。
- 第 12 条 部長、副部長は部・同好会の統率に当たりその責任を負うほか、次の任務を行う。
- 1 生徒会より要請のあった会議への出席。
 - 2 部の備品・用具の管理。
 - 3 会計監査委員会の要請した報告書の作成。

第13条 各部は運営費として生徒会より予算の配分を受けることができる。ただし、同好会はこの限りでない。

第14条 部室の使用については、学校の指導に従うこと。

第4章 活 動

第15条 各部は、学校長の認めた校外の各種行事、競技会に参加することができる。

第16条 各部・同好会は、日頃の活動の成果を校内において発表、展示することができる。ただし、その実施要領、場所、期日については事前に顧問を通して学校に届け出た上、許可をうけること。

第17条 すべての部・同好会は特別の事情がない限り、校内の行事に参加協力しなければならない。

第18条 すべての会員は、原則として2つ以上の部に所属することはできない。ただし、活動日が異なり、当該の部活動の活動に支障がない場合で、当該部活動の顧問が認めた場合は、複数の部活動、外局に所属することができる。また、その他特別な事情においては、審議を経て活動を認める場合もある。

第19条 すべての部・同好会は会計監査委員会から要請された場合、その活動状況を報告しなければならない。

第5章 付 則

第20条 この細則の改廃は、代議委員会において行うものとする。

第21条 この細則は昭和58年7月1日から施行する。

この細則は平成22年4月1日一部改正し施行する。

この細則は平成23年4月1日一部改正し施行する。

選挙規程

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規程は、北海道北見緑陵高等学校生徒会選挙規程と称する。
第 2 条 本規程は、本会の会員ならびに代議委員会議長の選挙について定めるものとする。

第 2 章 選挙権・被選挙権

- 第 3 条 選挙権は、全会員が有する。
第 4 条 被選挙権は、選挙管理委員を除く全会員が有する。

第 3 章 選挙管理委員会

- 第 5 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。
1 選挙告示
2 立候補者届出の受付
3 立会演説会の開催とその運営
4 その他の選挙管理業務

第 4 章 立候補

- 第 6 条 立候補者は、立候補届出書に責任者の連署および必要事項を記入して、告示後 1 週間以内に選挙管理委員会に提出しなければならない。
第 7 条 立候補者が立候補を取り消す場合は、投票日の 3 日前までに、選挙管理委員会にその理由を明記して届けなければならない。

第 5 章 選挙運動

- 第 8 条 運動期間は、立候補届出完了後より投票日の前日までとする。
第 9 条 選挙運動は、立会演説会・ポスター等の選挙管理委員会で承認した方法で行う。
第 10 条 選挙運動の禁止行為を次のように定める。
1 選挙管理委員の選挙運動
2 他の立候補者の名誉を侵害する言動
3 指定箇所以外でのポスター掲示
4 その他、選挙管理委員会で不当と認めた行為
第 11 条 ポスターは選挙管理委員会が配布したものをうい、選挙管理委員会の承認印を必要とする。
第 12 条 選挙違反の確認は、選挙管理委員会が行う。

第 6 章 投票・開票

- 第 13 条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成したものをういる。
第 14 条 立候補者が 1 名のみ場合は、信任投票を行う。
第 15 条 開票に際しては、立候補者の立ち会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第16条 次の投票は無効とする。

- 1 正規の投票用紙を使用していないもの。
- 2 立候補者以外の氏名を記入したもの。
- 3 その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの。

第7章 当 選

第17条 有効投票数の過半数の支持、または信任をうけた者は当選とする。

第18条 前条に該当する者のない場合には、上位2名による決選投票を行い、これによって決定する。

第8章 改 正

第19条 本規程の改正は代議委員会で審議し、代議委員の3分の2以上の賛成で決定する。

生徒会組織図

